

住居確保給付金の支給が決定した方へ（お知らせ）

住居確保給付金受給中の方については、次のとおり自立相談支援機関（セーフティネットコールセンター）に活動報告及び申告などをしていただく必要があります（支給期間は原則3か月です）。

- 「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを、不動産媒介業者等へ必ず提出してください。

○報告・申告していただくこと

※活動報告及び申告をしていただけない場合は、給付を中止する場合があります。以下および裏面を必ずお読みください。

(1) 求職活動の報告

①月に1度、「求職活動状況報告書」を郵送またはメール、FAX、来所にて毎月月末までに提出してください。

(2) 常用就職及び給与収入・事業収入等の報告

① 離職または自営業の廃業により給付を受けられた方

常用就職された方は、「常用就職届」及び雇用契約書等を提出してください。また、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届」を提出した月以降、毎月提出していただきます。

② 給与所得者、自営業・フリーランスの方等、やむを得ない休業等により給付を受けられている方
収入がある方は、その月の収入額が確定した時に、給与明細書や収支状況表など収入金額が分かるものをお早めに提出してください。

※受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として、収入基準額を超えた収入が得られた月の支給から中止します。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（但し、交通費支給額は除く）が収入となります。

※事業収入の場合、経費を差し引いた控除後の額が収入となります。

※収入基準額

| 世帯人数 | 基準額 | 金額 |
|------|--------|-----------------------------|
| 1人 | 8.4万円 | 左記の額に家賃額（上限53,700円）を加算した額未満 |
| 2人 | 13.0万円 | 左記の額に家賃額（上限64,000円）を加算した額未満 |
| 3人 | 17.2万円 | 左記の額に家賃額（上限69,800円）を加算した額未満 |
| 4人 | 21.4万円 | |
| 5人 | 25.5万円 | |

○ご注意ください

- ①申請時に収入があり、住居確保給付金の支給額が一部支給となっている方が、住居確保給付金受給中にその収入が基準額以下に減少した場合は、支給額を変更しますので申し出てください。
 - ②疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合、医師の診断書等により求職活動が困難である旨、申し出てください。
 - ③職業訓練受講給付金を受給する場合は、支給を停止しますので、申し出てください。受給が終了した時は、給付金の再開ができる場合があります。
 - ④受給期間中求職活動等を、誠実にやっている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。延長申請時には改めて、支給要件審査を受けていただく必要があります。
- ※延長申請を行う場合は、延長申請月の収入、金融資産が確認できる書類の再提出が必要です。
- ⑤その他、生活状況等に変更がありましたら、必ず報告をお願いします。

※住居確保給付金を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金の全額又は一部について受給者に返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金も中止となりますので、ご注意ください。

※「求職活動状況報告書」、「常用就職届」、「収支状況表」等の様式は日野市のホームページからダウンロード可能です。

問い合わせ先

日野市 健康福祉部

セーフティネットコールセンター 自立支援係

くらしの自立相談支援窓口みらいと

連絡先 042-514-8574（直通） Fax 042-583-4198

E-mail s-net@city.hino.lg.jp